

「三番瀬評価委員会」運営要領（案）

平成18年3月28日  
総合企画部企画調整課

（目的）

第1条 この要領は、「三番瀬再生会議」設置要綱第7条の規定に基づき、「三番瀬評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 評価委員会の委員は、別表に掲げる分野の専門的知識を有する者で、三番瀬再生会議の委員等により構成し、知事が委嘱する。  
2 委員の任期は、2年とする。

（座長）

第3条 評価委員会に座長1名及び副座長2名以内を置く。  
2 座長は、委員の中から知事が指名する。  
3 副座長は、座長の指名により定める。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 評価委員会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。  
2 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。  
3 評価委員会の結論は、委員の合意に基づき座長が判断する。  
4 座長は、会議参加者の意見やインターネット等を用いた県民の意見を聞くように努めるものとする。  
5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。  
6 評価委員会内に、必要に応じて、テーマを限定した検討を行う小委員会を設置することができる。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、座長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から適用する。

## 別 表

構 成 分 野	定 数
1 海洋環境	1 2 名以内
2 鳥類	
3 都市計画	
4 環境アセスメント	
5 水環境	
6 底生生物	
7 水生生物	
8 海岸工学	
9 漁業	
1 0 景観	
1 1 環境教育	
1 2 河川環境	